

# 誘導施設の設定

## ◆誘導施設及びその定義

都市機能	誘導施設	定義
行政機能	支所・行政センター	地方自治法第 155 条第 1 項
医療機能	地域医療支援病院	医療法第 4 条
	病院	医療法第 1 条の 5 (20 床以上の入院施設を有するもの)
子育て支援機能	認可外保育施設	児童福祉法上の保育所に該当するが認可を受けていない保育施設 (例. ベビーホテル, 駅型保育所, 駅前保育所等)
文化・交流機能	コンベンション施設	展示会や会議などを行うことを主な事業とする複合施設
	博物館・美術館	博物館法第 2 条第 1 項
	映画館・劇場・観覧場	興行場法第 1 条
	図書館	図書館法第 2 条
教育機能	大学・短期大学	学校教育法第 1 条
	専修学校	学校教育法第 124 条
	各種学校	学校教育法第 134 条
	高等学校	学校教育法第 1 条
商業機能	ショッピングモール系 商業施設	大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項 (店舗面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上)